

平成26年4月1日より

# 入院・医療費の計算方法が変わります！

平成26年4月1日より、急性期医療を提供する医療機関として厚生労働省が指定する  
診断群分類包括評価制度「DPC（ディーピーシー）」の適用病院となります。

## 診断群分類包括制度（DPC/PDPS）の導入目的

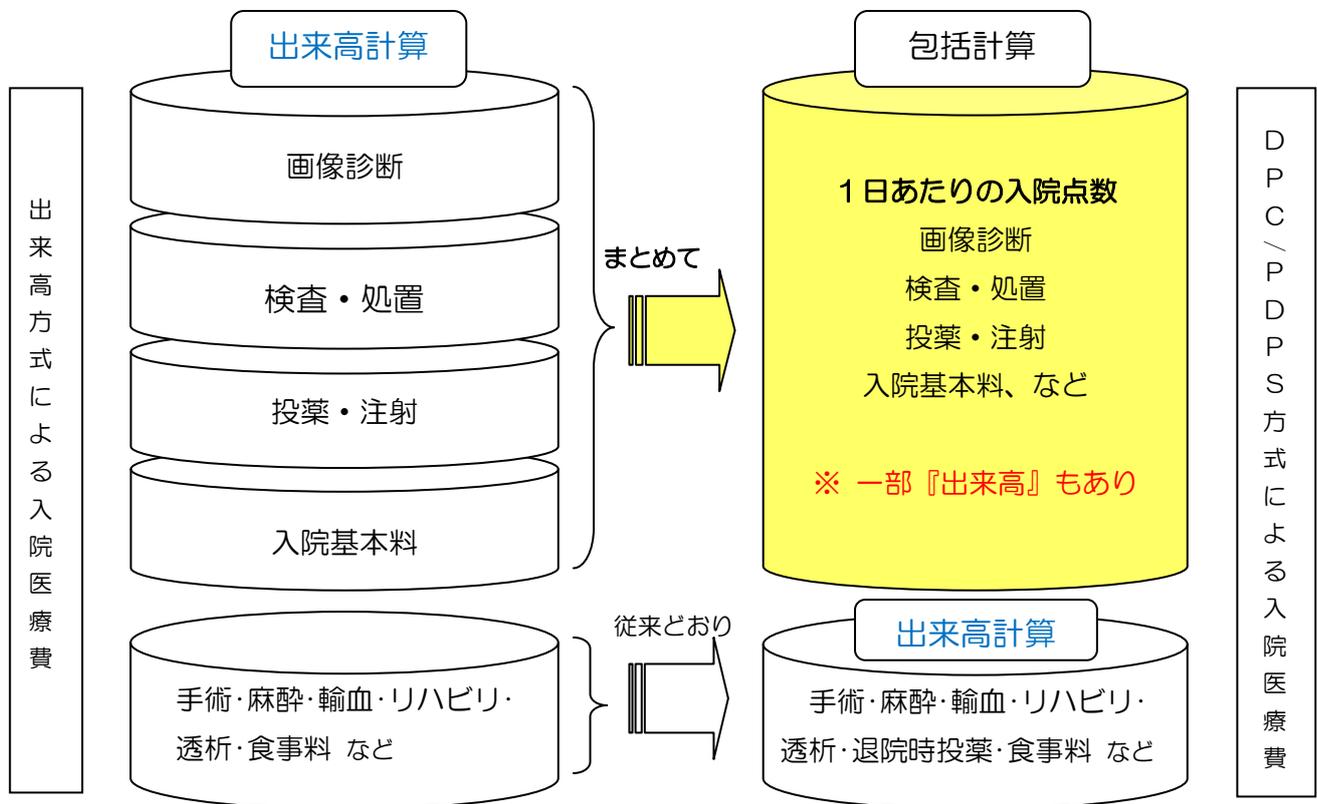
島内唯一の急性期医療機関として、島民のみなさまに良質な医療を提供することを目的に、DPC 制度導入により治療の効率化と標準化を図ります。

今まで

薬、検査料など個々の診療行為の費用を  
積み上げて合計しています。

平成26年4月から

薬、検査料など多くの診療行為を含んだ包括金額が  
1日あたりの入院点数として設定されています。



※ 一部の検査・処置(カテーテル検査、内視鏡、等)で『出来高』計算になる場合があります。

## 病院からのお願い

当院 または他の病院でのお薬を服薬されている患者さんは、お手数ですが  
入院の際に、お薬を全てご持参ください。

# DPC/PDPS 入院医療費に関するQ&A

## 問1. すべての入院がDPC対象となりますか？

平成26年4月1日以降に一般病棟に入院される患者さんが対象になります。ただし、病気の種類によっては従来の「出来高方式」で医療費を計算する場合があります。

また、障害者病棟(当院では7階病棟)や、労災、自費、正常分娩、歯科などは対象外となります。

## 問2. 入院中に平成26年4月1日を迎えた、長期入院になった場合はどうなりますか？

平成26年3月31日以前から入院されている患者さんについては、引き続き2ヶ月間(平成26年5月末迄)従来どおりの「出来高方式」による計算になります。

病名にもよりますが、入院期間が長い場合は途中から「出来高方式」による計算になります。

## 問3. 医療費の支払方法は変わりますか？

従来通り、月毎の支払い(退院の時は、退院時)で変わりはありません。ただし、病状や治療内容によって、入院当初の病名が途中で変更になった場合は、入院初日にさかのぼって医療費の計算をやり直すため請求額が変更となります。そのため退院時等に差額調整を行うことがありますので、あらかじめご了承下さい。

## 問4. 高額療養費の扱いはどのようになりますか？

従来どおり、毎月の一部負担金のうち一定額を超える額について、高額療養費制度が適用されます。「限度額適用認定証」をご提示ください。

## 問5. 食事の料金や個室代も包括されますか？

食事の料金や個室代は、医療費とは別にこれまでどおり負担して頂くこととなります。

## 問6. 入院中に、他の病気で受診を希望することができますか？

緊急を要する検査・治療以外は、原則として出来ません。申し訳ありませんが、退院後に外来を受診されるようお願いします。入院期間中は、入院に至った主病名や、副病名の治療に専念させていただきます。

ご不明な点がございましたら、1階医事課入院担当までお尋ね下さい。

〒952-1209 新潟県佐渡市千種 161 番地

新潟県厚生農業協同組合連合会

佐渡総合病院

TEL (0259) 63-3121、FAX (0259) 63-6349